

基本計画専門調査会議事運営規則（案）

令和元年8月6日  
総合科学技術・イノベーション会議  
基本計画専門調査会

（専門調査会の運営）

第1条 基本計画専門調査会（以下「専門調査会」という。）の議事の手続その他専門調査会の運営に関しては、法令及び総合科学技術・イノベーション会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

（会長）

第2条 会長は、専門調査会の事務を掌理する。

- 2 会長が専門調査会に出席できない場合は、あらかじめ会長の指名する議員又は専門委員が、その職務を代理する。

（委員の出欠等）

第3条 専門調査会に属する議員又は専門委員（以下「専門調査会委員」という。）が専門調査会を欠席する場合は、代理人を専門調査会に出席させ、又は他の専門調査会委員に議決権の行使を委任することはできない。

- 2 専門調査会を欠席する専門調査会委員は、会長を通じて、当該専門調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議の開催場所とは別の場所にいる委員に対し、情報通信機器を活用して会議に出席させることができる。

（議事）

第4条 専門調査会は、専門調査会委員の過半数が出席しなければ、専門調査会を開くことはできない。

- 2 議事は、出席した専門調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。

（公開）

第5条 専門調査会の会議は原則として公開する。ただし、会長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

- 2 前項ただし書きの規定により専門調査会の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

（審議内容等の公表等）

第6条 会長は、専門調査会における審議の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、会長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、専門調査会の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(アドバイザー)

第7条 会長は、専門調査会の調査・検討に必要があるときは、助言その他の協力を行わせるため、専門調査会委員とは別に、アドバイザーを委嘱し、会議に出席させることができる。

2 アドバイザーは、専門調査会を欠席する場合に代理人を専門調査会に出席させることができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議の開催場所とは別の場所にいるアドバイザーに対し、情報通信機器を活用して会議に出席させることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、専門調査会に関し必要な事項は、会長が定める。

総合科学技術・イノベーション会議  
基本計画専門調査会 委員名簿

会長	上山 隆大	総合科学技術・イノベーション会議議員
	梶原 ゆみ子	同
	小谷 元子	同
	小林 喜光	同
	篠原 弘道	同
	橋本 和仁	同
	松尾 清一	同
	山極 壽一	同

(専門委員)

安宅 和人	慶應義塾大学環境情報学部教授 ヤフー株式会社チーフストラテジーオフィサー
江崎 浩	東京大学大学院情報理工学系研究科教授
遠藤 典子	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
大隅 典子	東北大学副学長・大学院医学系研究科教授
北岡 伸一	東京大学名誉教授、独立行政法人国際協力機構理事長
五神 真	東京大学総長
菅 裕明	東京大学大学院理学系研究科教授 ミラバイオロジクス株式会社取締役
十倉 雅和	住友化学株式会社代表取締役会長 一般社団法人日本経済団体連合会審議員会副議長
永井 良三	自治医科大学学長
濱口 道成	国立研究開発法人科学技術振興機構理事長

(アドバイザー)

久能 祐子	京都大学総長学事補佐・経営管理大学院特命教授 S&R 財団理事長兼 CEO、ハルシオン創設者兼議長
-------	--

## 基本計画専門調査会の設置について

平成31年4月18日

総合科学技術・イノベーション会議

- 1 総合科学技術・イノベーション会議令第2条第1項に基づき、  
総合科学技術・イノベーション会議に基本計画専門調査会を設置  
する。

基本計画専門調査会は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国内外の情勢を踏まえて、科学技術基本計画について調査・検討を行う。

- 2 総合科学技術・イノベーション会議令第1条第1項に基づき、  
総合科学技術・イノベーション会議に、科学技術基本計画について調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に  
意見具申する。

(参考1)

1. 検討事項

○ 科学技術基本計画について

2. 調査・検討期間

おおむね2年間を目途として、科学技術基本計画の調査・検討の結果を取りまとめる。

(参考2)

○総合科学技術・イノベーション会議令（平成12年政令第258号）〔抜粋〕  
（専門委員）

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術・イノベーション会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（専門調査会）

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

府政科技第 301 号

平成31年 4 月18日

総合科学技術・イノベーション会議議長

安倍 晋三 殿

内閣総理大臣

安倍 晋三

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第26条第1項第1号の規定に基づき、次の事項について、理由を添えて諮問します。

諮問第21号「科学技術基本計画について」

理 由

平成33年度から5か年の科学技術基本計画の策定のため、貴会議において調査審議する必要があるため。

(参考)

・内閣府設置法第二十六条第一項第一号

(所掌事務等)

第二十六条 総合科学技術・イノベーション会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。

・科学技術基本法第九条第三項

第九条 政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画（以下「科学技術基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 政府は、科学技術基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、総合科学技術・イノベーション会議の議を経なければならない。